

# 第 11 回 総務委員会の議事概要

## (職域総合部会常設委員会)

**I 日 時** 平成24年1月20日(金) 13:30～16:30

**II 場 所** 日本獣医師会・会議室

### III 出席者

**【委員長】** 矢ヶ崎忠夫 日本獣医師会専務理事・職域総合部会長

**【委員】** 岩田 穎三 千葉県獣医師会副会長  
大倉 雅彰 福岡県獣医師会専務理事  
郷野 栞 東京都獣医師会理事  
鈴木 源一 和歌山県獣医師会専務理事  
高橋 徹 北海道獣医師会副会長  
寺川 康彦 広島県獣医師会常務理事  
林 金吾 岐阜県獣医師会事務局長  
林 繁雄 埼玉県獣医師会常務理事  
本田 武 徳島県獣医師会常務理事  
山口 眞譽 青森県獣医師会理事  
(欠 席) 井上 亮一 横浜市獣医師会常務理事

### IV 議 事

- 1 副委員長の選任 (協議)
- 2 新公益法人制度移行に向けての課題と対応  
— 認定 (認可) 申請と移行後の獣医師会運営の課題 — (説明・協議)
- 3 その他

### V 会議概要

(1) 矢ヶ崎委員長から、開会に当たり大要次の挨拶があった。

ア 東日本大震災において、獣医療関係者に人的被害はなかった。しかしながら、12 診療施設が全壊、46 診療施設が半壊、一部損壊多数と大きな被害を及ぼした。

こうした中、被災地の獣医師会では地域の災害時対策本部の構成員として、あるいは獣医師会単独で救護活動に努めているところである。福島県においては放射能汚染の問題が起こり、被災動物のうち7割の所有者が判明しているが返却できない状態であり、長期間にわたる救済活動が継続される可能性がある。

福島県獣医師会においても資金が枯渇しつつある状況であるが、この動物救護に対する緊急災害時動物対策本部は6億円の義援金を集め、すでに4億円が支出されている状況であるが、救護活動が長期化する中で資金不足が懸念される。

また、日本獣医師会に寄せられた義援金は1億5千万円となり、救護活動とともに診療施設の復旧活動に充てるため、すでに7千万円が配布済である。残額は救護活動が長期化する恐れのある地域に重点的に配布する予定である。

イ 獣医療におけるチーム医療の整備という形で、獣医療に従事している専門職の公的資格化に取り組んでいる。

第一段階の専門職者の団体の設立については、平成21年5月に日本動物看護職協会が設立された。

第二段階は現在各団体が行っている認定試験の統一化である。これについては動物看護職統一試験協議会が設立され、平成24年2月に統一試験が実施予定である。

第三段階は各団体が個別に行っている認定の統一である。これについては動物看護師統一認定機構が平成23年9月に設立され本年2月の試験より認定にあたる予定である。残された問題点としては、受験資格及び教育の高位平準化等があるが、今後は、これらへの対応を図るとともに、公的資格化に向けて取り組んでいく必要がある。

ウ 獣医師会において喫緊の課題は、本日検討いただく新公益法人化への対応である。

本委員会では各地域の課題を検討いただき、それらの情報を各地方獣医師会に周知し新公益法人化への支援となるようお願いする。

(2) 事務局から委員及び担当事務局員の紹介が行われた後、資料に基づき職域総合部会の位置づけ等について説明が行われ、以下のとおり議事が進行された。

## 1 副委員長を選任（協議）

日本獣医師会職域別部会運営規程第5条第4項の規定に基づき、委員長には矢ヶ崎部会長が就任し、副委員長は委員の互選により岩田委員が選任された。

## 2 新公益法人制度移行に向けての課題と対応

### － 認定（認可）申請と移行後の獣医師会運営の課題 －（説明・協議）

各地区獣医会連合会内における地方獣医師会の移行認定等の申請状況及び移行認定等に係る課題と対応が各委員より説明後、協議がなされた。

#### (1) 北海道地区

高橋委員より委員会検討に当たっての課題等について報告。

ア 本会は今年度中の移行認定申請を目指していたが、学会年次大会が重なり申請作業は中断している。本会と同じ会館の中に衛生指導協会が入っており、先日、道庁に書類を提出したところである。北海道獣医師会は当初、事務局のみでの申請作業を考えていたが、途中から衛生指導協会が指導を受けている司法書士にお願いすることとなった。そのきっかけとなった問題点は、前回の総務委員会において現在の支部独自の活動・会計と公益事業を切り離した上で公益事業を各支部と本部が統一的に決算が出来るのかについての課題が解決されていない点である。現在13支部あるが、その規模

は最大 760 名、最少 46 名と財政事情が全く異なる。一例を挙げれば、支部会費を集めている支部と集めていない支部が混在している。現在本会では狂犬病予防注射事業で 1 頭あたり本部に 70 円、支部に 30 円と割り振りをして運営費を集めている。公益認定後の運営費を試算し現在の金額に上乗せで 200 円を集められないか各地で説明に回ったが、結果的に 30 円上乗せすることで決まっている。そのなかで各支部がお金のやり取りをどうするか。

さらに、支部独自で動物愛護フェスティバルなども開催しているが、支部がその運営費についても本部の資金を使わないと公益法人の活動と認められないと道庁の担当官から言われている。各支部独自で行われている活動も北海道獣医師会の活動と認められるのか否かを確認したい。

イ 現在、狂犬病予防注射事業のワクチンは本部でまとめて購入し各支部に配布し、支部で使った分だけの料金を集め本会からメーカーに支払いを行っていた。つまり本会の会計にワクチン代が計上されていなかったが、公益認定申請にあたって道庁に指摘され、予算規模は 6 億円程大きくなると予想されるが注射料金の本部納入、技術料を実施獣医師へ支払う方式への変更を検討している。ついては他の各地方獣医師会ではどのようにしているのか、具体的な会計処理方法を聞きたい。

ウ 支部にも、小動物、産業動物、共済、行政とさまざま職種がおり獣医師会のあり方としては理想と思われるが、取りまとめに関しては意見集約を困難にしている。

## (2) 東北地区

山口委員より委員会検討に当たっての課題等について報告。

ア 岩手県獣医師会は認可申請の予定である。大きな理由としては、食鳥検査事業の規模が大きいため、収支相償をクリアすることが難しいことから一般法人を選択した。

イ 認定申請を予定しているすべての地方獣医師会が支部・本部の関係が大きな課題となっている。各県によって状況が異なるので、統一的な解決方法がなかなか見いだせない。

ウ 青森県獣医師会の例でいえば、支部の規模、構成、事業内容、狂犬病予防注射事業の技術料が異なっている状態であり、これをまとめることが難しく試行錯誤している。

## (3) 関東地区

林委員より委員会検討に当たっての課題等について報告。

ア 茨城県獣医師会は、県からと畜検査や BSE 検査等多くの事業の委託を受けている。当初一部事業が公益事業として認められないとの見解があったが、県との調整の結果、全て公益事業に認められ、移行認定となった。

なお、支部会計との整理については、区分会計の徹底により対応することとしている。

イ 山梨県獣医師会は、支部組織が無かったので申請もスムーズに進み、既に公益認定等委員会からの答申も出され、4月1日登記予定である。

ウ 埼玉県獣医師会は、狂犬病予防注射事業については既に県獣医師会に一本化されているので、問題はないが、本部と支部の経理の一体化が大きな課題である。現在の支部を任意団体に移行するとしても課題もあるので、現在、茨城県獣医師会を参考に区分経理方式について研究している。

#### (4) 東京地区

郷野委員より委員会検討に当たっての課題等について報告。

ア 定款変更(案)についてはモデル定款に沿って作成、更に定款施行細則変更(案)を作成し、これらは平成23年5月開催の総会において承認された。

イ 東京都獣医師会は狂犬病予防対策推進事業、支部において実施している事業も公益目的事業とすることを前提に検討を進めてきた。

ウ 狂犬病予防定期集合注射事業は、東京都獣医師会では「狂犬病予防定期集合注射事業要綱」を定めており、東獣会長は開業会員に注射事業を委託する形態となっている。更に、東獣は東京都及び特別区との間で締結した覚書により、都下同一注射料金としている。狂犬病予防対策推進事業としては、定期集合注射事業の他に離島等無獣医師地域注射対策事業や狂犬病予防法普及啓発事業等を推進するなど、種々の公益目的事業を包含している。

エ 構想としては、新定款(案)に沿った事業計画案と予算案を策定、特に東獣の傘下にある28地域(開業)支部がそれぞれ実施する事業並びに当該事業に係る経費等を本部事業計画案と予算案に連結統合して、一体化を進めている。支部が管轄地域行政から受託している事業については、公益社団法人東京都獣医師会長名をもって契約することとし、一層の公益事業として位置付けていくこととしている。

オ 支部が管轄地域行政から受託している事業の会計処理は、東京都獣医師会支部名口座を開設して、本部で管理していく形態を構築した。

カ 各支部の運営等はこれまではまちまちであったものを、今回、本会組織の一部分に位置づけ、役員の任期や会計年度は本部と連動するようにした。

キ 支部ごとに実施する動物愛護週間事業、学校飼育動物事業、講習会などは、これまでは本部から補助金、助成金として支出していたものは、これからは旅費や日当として講師等の本人宛に本部が直接送金するよう改めた。

ク 本会は 28 開業支部、14 勤務支部あるが、勤務支部は管轄地域行政から受託している補助事業や委託事業がないことから、事業計画案と予算案を連結統合するといったことがなく、スムーズに推移している。

ケ 東獣では平成 24 年 4 月 1 日公益認定をめざして、平成 24 年度事業計画案と予算案については、来たる 3 月定時総会に上程することとしており、予算案については新々公益会計基準に則り支部との連結統合した数字を計上することで準備を進めている。事業計画案と予算案では本部と支部とは一体であることから、本部事業と支部事業を分けて表記するのではなく一本化の表記になり、一方の予算案についても支部単位の別々の収支表示はしないで、合体した一本化の収支予算表記となる。

#### (5) 中部地区

林委員より委員会検討に当たっての課題等について報告。

ア 中部地区は、登記済 2・答申済 2・申請済 2 と比較的進んでいる地区である。

イ 支部の扱いについて、新潟県獣医師会は支部予算も含め連結決算としているが、それ以外では連結決算を考えている地方獣医師会は無い。それぞれ支部設置規程を設けてはいるが、支部へは直接払いとしている。支部で集める会費については任意団体の資金として取り扱う。支部と任意団体が裏表の関係で両面を持ちながら活動してもらうこととなる。

ウ 公益目的事業として食鳥検査を取り入れているのは、答申を受けた団体として愛知県獣医師会、福井県獣医師会、そして申請中の石川県獣医師会である。

エ 長野県獣医師会は申請状況が遅れているが、その理由として支部が多く、また支部に職員がそれぞれいることから認定基準を満たすことが難しく、認可申請の方向で調整している。

#### (6) 近畿地区

鈴木委員より委員会検討に当たっての課題等について報告。

ア 京都市獣医師会が平成 23 年 1 月に認定申請をしたが未だに結論が出ていない、理由は狂犬病予防注射事業が収益事業ではないかとの指摘を受けているからであるが、すでに大阪市獣医会、神戸市獣医師会が同様の事業を公益目的事業と認定されているので、今後の説明次第と思われるが現在見通しが立っていない。京都府獣医師会では支部及び部会の連結で検討している。

イ 和歌山県獣医師会の場合、支部は存在するが実際の活動は無いので特に問題となっておらず、今月中に認定申請予定である。

ウ 食鳥検査事業については、京都府獣医師会と和歌山県獣医師会が行っているがとも

に収支について問題はないので公益目的事業としている。

エ その他には、三重県獣医師会から移行認定後の税務調査の可能性があるとして報告されているが、認定申請前にも税務調査が入っている獣医師会はあり、認定前より消費税、源泉徴収等は的確な処理をしておかねばならない。神戸市獣医師会において会員の福利厚生事業は共益事業になっているが法人会計に移すべきではといった話も出ている。

#### (7) 中国地区

寺川委員より委員会検討に当たっての課題等について報告。

ア 岡山県獣医師会が認定申請作業中であるが、介助犬の導入、災害時の見舞金（義援金）等の原資とするため「動物愛護募金事業」を公益目的事業に位置付けているが、募金事業支出が収入に見合わない場合が想定され、資産を次年度に繰越処理をしなければならないが、遊休財産扱いとならないよう基準をクリアするための方法を検討している。

また、今回の大震災のように救護支援活動が定款の定める事業実施区域外となる場合、問題とならないか検討している。

イ 山口県獣医師会はすでに申請済であるが、本部と支部の一体性が課題となっていた。

ウ 広島県獣医師会は申請に際し大きな問題は無い。県庁が人事異動等の関係で3月に認定審査会が開催されないため、本年6月の総会以降に申請予定である。

エ 岡山県獣医師会の募金事業について

(ア) 災害義援金等は3.11以降、扱いが大きく変わってきているので、新たな取り扱いの方法があるのではないかと。

(イ) 特定費用準備金とするには支出計画が策定できないので難しいであろう。

(ウ) 東京都獣医師会は募金事業として、都庁の認定した介助犬への無料診察券の発行、公共施設及び不特定多数の方が利用する民間施設でも介助犬の同伴の受け入れを拒否することができないことを定めた身体障害者補助犬法の啓蒙活動などや公開シンポジウムの開催を行う身体障害者生活支援事業を実施している。ただし、それでも余剰金は発生しているが今後も事業展開を行い資金を使用することを説明している。また、三宅島噴火災害時の募金活動で集まった浄財のうち約500万円程が残っているが、それは基金とし特別会計として管理しており、本会に設けている危機管理室において災害時にその資金を使うことを事業計画に明記し予算決算を行うことを説明している。

オ 事業実施区域外での事業活動について

(ア) 開催地が短期的に実施区域外であっても、区域内の公益目的事業として認められ



るとされているので、その援用で対応できるのではないかと。

(イ) 会員等が実施区域外の学会に参加することに対してはFAQの援用も考えられるが、まったく無関係な地域での支援活動にも援用できるのか。

#### (8) 四国地区

本田委員より委員会検討に当たっての課題等について報告。

ア 四国4県では2年前より公益認定に向け同一した歩調を進めていく予定であったが、各県の事情により、現在は大きく差が生じている。

イ 高知県獣医師会は、平成24年度秋申請予定である。

ウ 愛媛県獣医師会は、現在鋭意精査中であり、24年度末を目処に申請予定。

エ 香川県獣医師会は、詳細詰めを行い、24年度総会を経て秋に申請予定である。

オ 徳島県獣医師会は、平成23年12月に申請を済ませており、次回の審議会に諮られる予定である。なお、県市町村拠出金の団体等の認定申請が一回ではとおっておらず、県の審議会は積み残しが多く発生している状況であるが、本会は4月1日登記予定で現在作業を進めている。

カ 本部と支部の関係については、本部で一括処理しており特に問題になっていない。食鳥検査事業においても公益目的事業として組み入れており、現在特に問題とされていない。

#### (9) 九州地区

大倉委員より委員会検討に当たっての課題等について報告。

ア 九州地区各県は、ほぼ同じ歩調で申請状況が進んでいる。4獣医師会が申請済みであり、他の獣医師会も平成24年度の申請予定となっている。

イ 熊本県獣医師会は狂犬病予防注射事業を支部で行っていたが、本部と支部の経理を統合することによって支部の資金を本部に取り入れられてしまうのではないかとといった懸念があった。また、経理を統合することによって本部に対する新たな消費税等の課税の発生が心配されている。

ウ 宮崎県獣医師会は収支相償の問題があるため、まず非営利型の一般社団法人に移行した後、公益社団法人への移行を検討している。

エ 福岡県獣医師会は平成23年12月に申請済であるが、1月のヒアリングでは50項目程の指摘を受けた、1月中に修正を仕上げ2月、3月の審議会に諮る予定である。すで

に全国で10 地方会が公益認定を受けており、獣医師会は公益団体であるといった認識を頂いているものと思われる。なお、指摘の中に支部の税金の未滞納の証明を求められたが他県で同様の指摘は見られないため退けた。

(10) 千葉県獣医師会

岩田委員より委員会検討に当たっての課題等について報告。

ア 千葉県獣医師会は平成22年7月に認定申請をしたが、県公益法人室から連絡があったのは4か月後のことであった。本会はその2年前より公益法人室と定款、支部問題等を相談してきたので申請に際して指摘事項は少なかった。最初の審議会指摘事項としては、狂犬病予防注射事業の獣医師の現場での活動を含めた公益性の追加説明と獣医師会の財産の扱いの問題についての訂正を求められた。

しかし、指摘事項訂正後の審議会において、公益目的事業に組み入れていた研修事業をその他事業に組み入れることを条件に答申がなされた。3月の答申であり本会としては悩んだ結果であるが、研修事業その他事業として実施できるので、とりあえずその条件での答申を受けたものである。現在、すでに認定を受けている他県市獣医師会で認められている事業であり、組み入れる公益目的事業を変更して変更認定申請を行ったところである。

イ 千葉県獣医師会は13支部あったが開業獣医師のみの構成であり、開業部会の支部という位置づけであったために、県獣医師会の組織上これを無くした。旧来の支部は、現在、〇〇地域獣医師会と呼称している。

ウ 狂犬病予防注射事業は県獣医師会の事業とし、ワクチン代、技術料、県獣運営費として徴収する形にし、特別会費は廃止した。

(11) 日本獣医師会

事務局より委員会検討に当たっての課題等について、地方獣医師会の新公益法人移行状況、地方獣医会公認定等申請状況、特例社団・財団法人の全国申請状況、全国移行認定・移行認可・公益認定合計申請件数の推移、業種別公益法人一覧について報告。

(12) 全体討議

ア 本部支部の関係

(ア) 委員会での説明のとおり、地方獣医師会の活動を行う支部と支部独自に行っている慰安活動や交流活動を行う任意団体（地域クラブ）にしっかり区分して会計、事業の整理をして統一していく方法が望ましいのではないかと。

(イ) 経理について、現在支部を連結決算しているのは新潟県獣医師会のみであるが、組織上支部を設置するが経理はまとめて行った方が簡便ではないか。ただし、支部が主体性をもって活動している獣医師会は連結も考える必要もある。特に支部職員がいる場合や支部業務をNOSAI等の職員にお願いしている場合、仕事の分担や人件



費負担についての調整が大きな問題となる。

(ウ) 地方においては任意団体の名称も問題となる。旧来からの〇〇支部といった名称が使用できなくなることへの抵抗感がある。

(エ) 支部本部の関係では、支部で実施している事業のお金を全部本部に吸い取られるといった誤解があり、理解を求めるために何度も説明を重ねた。

#### イ 会計処理の関係

会報等発行事業について共益事業としている地方獣医師会があるが、公益目的事業に組み込むためには学術雑誌としての取り扱いが求められると思われる。

#### ウ 狂犬病予防注射事業の取り組み

(ア) 区町村単位となって、同一支部内の行政でも事務委託手数料の有無がある。

(イ) 全て地方獣医師会の事業とすべきであるが、技術料を県内で統一されていない獣医師会があり大きな問題となっている。狂注事業を仕分けし、注射行為は旧来の支部が行い済票交付事務委託業務のみを県獣医師会事業とすることを考えている。

#### エ なぜ、公益法人を目指すのか。

(ア) 獣医師・団体としてのステータスである。

(イ) 公益団体であることによって行政側と向き合える点が出てくる。信用問題である。

(ウ) 獣医師会は従来から公益団体であるのだから、これからも公益団体であるべき。

## VI まとめ

矢ヶ崎委員長から、本日の委員会で大きな課題として挙げられた、①本部と支部の一体化について、②狂犬病予防注射事業の経理処理についてすでに認定を受けた10地方獣医師会に対しどのように解決したかアンケートを実施し、事務局で取りまとめた上で、各地方獣医師会に本委員会の検討内容とともに報告することとしたい。

また、次回委員会は今秋を目途に認定後の法人運営の要点・課題について検討したい旨が告げられ、会議が終了した。